

○三条地域水道用水供給企業団の職制等に関する規程

昭和54年 6月 4日

規 程 第 1 号

改正 平成10年 3月26日 規程第1号

平成19年 3月29日 規程第3号

平成24年 3月23日 規程第1号

（この規程の趣旨）

第1条 この規程は、別に定めるもののほか三条地域水道用水供給企業団の企業長の補助機関の職員の職名及び職制に関して必要な事項を定めるものとする。

（職員の職名）

第2条 職員の職名は、事務局長・次長・係長・主査・主任・主事・技師・技士とする。

（職員の職務）

第3条 事務局に事務局長を置き、必要により次長又は主査を置くことができる。

2 係に係長を置く。

3 事務局長は、企業長の命を受け、局務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

4 次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は、欠けたときはその職務を代理する。

5 係長は、上司の命を受け係の事務を処理する。

6 主査は、上司の命を受け担任の事務を処理する。

7 係員は、上司の命を受け担当事務を処理する。

附 則

この規程は、公示の日から施行し、昭和54年4月1日から実施する。

附 則（平成10年3月26日規程第1号）

この規程は、平成10年4月1日から実施する。

附 則（平成19年3月29日規程第3号）

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成24年3月23日規程第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。